

平成 21 年 9 月 28 日

## エレベーターの安全に係る技術基準の見直しについて

### 建築基準法施行令の一部を改正する政令

平成 20 年 9 月 10 日に公布された建築基準法施行令の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 290 号）は、平成 21 年 9 月 28 日（大臣の認定およびこれらに関し必要な手続きその他の行為は平成 20 年 9 月 10 日）に施行されます。

#### 今回の改正の概要について

##### 1 戸開走行保護装置の設置義務付け（令第 129 条の 10 第 3 項第 1 号関係）

エレベーターの駆動装置や制御器に故障が生じ、かご及び昇降路のすべての出入口の戸が閉じる前にかごが昇降したときなどに自動的にかごを制止する安全装置の設置を義務付ける。

※ 戸開走行保護装置については、指定性能評価機関の性能評価を受けた上で、国土交通大臣の認定を取得する必要があります。

昇降機に関する大臣認定について（万一の戸開走行による、はさまれ事故を防止）

重大故障により、エレベーターのドアが開いたまま走行してしまう「戸開走行」による、はさまれ事故を防止するため「戸開走行保護装置」が義務づけられました。

「駆動装置の故障対応」としてブレーキの二重化や「制御器の故障対応」として戸開走行を検出し、エレベーターを制止する安全回路を基本とした「戸開走行保護装置」の設置が通常の運転制御から独立して設置するものです。

##### 2 地震時管制運転装置の設置義務付け（令第 129 条の 10 第 3 項第 2 号関係）

エレベーターについて、地震等の加速度を検知して、自動的にかごを昇降路の出入口の戸の位置に停止させ、かつ、当該かごの出入口の戸及び昇降路の出入口の戸を開くことができることとする安全装置の設置を義務付ける。

地震による閉じ込め事故を防ぐために、予備電源を設けた地震時管制運転装置の設置が義務づけられました。（地震時管制運転装置の設置は任意であった）

（静岡県においては、条例で 5 階以上又は高さ 15m 以上の階に着床するエレベーターには地震時管制運転装置の設置を義務付けている。）

今回の改正にて衝撃による加速度まで規定された明確な形で地震時管制運転装置の設置が義務づけられます。（加速度は建物の基礎に鉛直方向又は水平方向に生ずる 0,1m 毎秒毎秒以上 3,0m 毎秒毎秒以下の加速度に相当するものとする。）

### 3 その他

上記のほか、エレベーターの安全対策の強化を図るため、エレベーターのかご、主要な支持部分、昇降路並びに駆動装置及び制御器の構造のうち、一定の部分にあっては、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの等とすることなど、エレベーターの安全に係る技術基準の明確化等を行う。

#### ※ 改正法の規定の適用について

改正建築基準法施行令の施行に伴う建築確認業務の円滑化に資する昇降機に係る確認申請等の当面の運用について（日本建築行政会議平成 21 年 3 月 12 日付）

政令の改正の施行日前に建築工事に着手している新築建築物については、昇降機の設置について建築基準法第 87 条の 2 による別願申請を行ったとしても、新基準の適用は受けないものとして取り扱うこともできるものとする。」

確認審査等に関する指針に従って確認審査等を行ったことを証する書類の様式の変更

確認・検査時に報告書に添えて特定行政庁に提出する書類の様式が変更になりました。（平成 19 年告示第 885 号/平成 20 年告示第 1461 号）

#### 確認審査の書類様式

第 6 条第一号様式（第一第一号関係）第 87 条の 2 第二号様式（第一第二号関係）  
第 88 条第三号様式（第一第三号関係）

#### 完了検査の書類様式

第 7 条の 2 第四号様式（第二第一号関係）87 条の 2 第五号様式（第二第二号関係）  
第 88 条第六号様式（第二第三号関係）

#### 追加内容

エレベーターの仕様	保守点検の内容を明示
エレベーターの構造詳細図	エレベーターの主要な支持部分の位置及び構造を明示
エスカレーターの仕様	保守点検の内容を明示
エスカレーターの構造詳細図	エスカレーターの主要な支持部分の位置及び構造を明示